○厚生労働省告示第三百二十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月三十一日から適用する。

平成二十八年八月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

第９部　追　補　(5)

内　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（て）		
デュオドーパ配合経腸用液	100mL１カセット	15,004.30
（ひ）		
ピコプレップ配合内用剤	１包	1,032.70
ビムパット錠50mg	50mg１錠	215.60
ビムパット錠100mg	100mg１錠	352.00
（へ）		
ヘマンジオルシロップ小児用0.375％	0.375％１mL	260.70

注　射　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（か）		
カイプロリス点滴静注用10mg	10mg１瓶	23,982
カイプロリス点滴静注用40mg	40mg１瓶	86,255
（ふ）		
プラルエント皮下注75mgシリンジ	75mg１mL１筒	22,948
プラルエント皮下注150mgシリンジ	150mg１mL１筒	44,481
プラルエント皮下注75mgペン	75mg１mL１キット	22,948
プラルエント皮下注150mgペン	150mg１mL１キット	44,481
（る）		
ルミセフ皮下注210mgシリンジ	210mg1.5mL１筒	73,158

外　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（え）		
エピデュオゲル	１g	159.60

○厚生労働省告示第三百二十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ、保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ、第二十一条第三号ヘ及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月三十一日から適用する。

平成二十八年八月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第六中「別表第２に収載されている医薬品を」の下に「、同年十月一日以降においては別表第４に収載されている医薬品を、平成三十年四月一日以降においては別表第５に収載されている医薬品を」を加える。

第十第二号㈠ハ中「及びゲンボイヤ配合錠」を「、ゲンボイヤ配合錠及びエピデュオゲル」に改める。

別表第１第２部注射薬中「(け)」、「献血アルブミン５％静注５ｇ／100mL「ベネシス」　５％100mL１瓶」、「献血アルブミン５％静注12.5ｇ／250mL「ベネシス」　５％250mL１瓶」、「赤十字アルブミン20％静注10ｇ／50mL　20％50mL１瓶」、「(に)」、「日赤ポリグロビンＮ５％静注0.5ｇ／10mL　500mg10mL１瓶」、「日赤ポリグロビンＮ５％静注2.5ｇ／50mL　2.5ｇ50mL１瓶」、「日赤ポリグロビンＮ５％静注５ｇ／100mL　５ｇ100mL１瓶」、「日赤ポリグロビンN10％静注５ｇ／50mL　５ｇ50mL１瓶」及び「日赤ポリグロビンN10％静注10ｇ／100mL　10ｇ100mL１瓶」を削る。

別表第２第２部注射薬中「赤十字アルブミン５％静注12.5ｇ／250mL　５％250mL１瓶」を削り、別表第２に次のように加える。

第５部　追　補　(2)

注　射　薬

品名	規格単位
（に）	
日赤ポリグロビンＮ５％静注0.5ｇ／10mL	500mg10mL１瓶
日赤ポリグロビンN10％静注10ｇ／100mL	10ｇ100mL１瓶

別表第４及び別表第５を次のように改める。

別表第４

第１部　注　射　薬

品名	規格単位
（け）	
献血アルブミン５％静注５ｇ／100mL「ベネシス」	５％100mL１瓶
献血アルブミン５％静注12.5ｇ／250mL「ベネシス」	５％250mL１瓶
（せ）	
赤十字アルブミン20％静注10ｇ／50mL	20％50mL１瓶
（に）	
日赤ポリグロビンＮ５％静注2.5ｇ／50mL	2.5ｇ50mL１瓶
日赤ポリグロビンN10％静注５ｇ／50mL	５ｇ50mL１瓶

別表第５

第１部　注　射　薬

品名	規格単位
（せ）	
赤十字アルブミン５％静注12.5ｇ／250mL	５％250mL１瓶
（に）	
日赤ポリグロビンＮ５％静注５ｇ／100mL	５ｇ100mL１瓶

別表第６及び別表第７を削る。

○厚生労働省告示第三百二十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月三十一日から適用する。

平成二十八年八月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久